様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2025年　8月　9日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　 　 ぜにたかぐみ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社 錢高組  （ふりがな） ぜにたか　ひさよし  （法人の場合）代表者の氏名 錢高　久善  住所　〒550-0005  大阪府大阪市西区西本町2丁目2番4号  法人番号　5120001049004  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社公式ホームページ「ＤＸの取り組み」 | | 公表日 | 2025年 6月 19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページ  公表場所：https://www.zenitaka.co.jp/dx/index.html  記載箇所：2番目の見出し「ビジョン」  3番目の見出し「ビジネスモデルの方向性」 | | 記載内容抜粋 | ＜ビジョン＞  当社は「社会から認められ、社会から求められる企業として永遠に発展する」を経営理念の１つに掲げています。また、社会への価値提供を通して、自社の企業価値の向上とお客様の企業価値の向上に取組むことを念頭に、「新たな価値創造で持続可能な社会を実現し、社会からの信頼に応える」というビジョンを策定しています。  ＜ビジネスモデルの方向性＞  デジタルの力を活用し、建設DXを推進することで、ステークホルダーとの相互理解を深め、地域社会のニーズに合った付加価値の高い建築物やインフラを提供していきます。これらの取り組みを通じて、持続可能な社会の実現を目指しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記は、取締役会より承認権限を委譲されているＤＸ推進委員会（委員長：代表取締役社長）において承認のうえ公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①当社公式ホームページ「錢高組ＤＸ デジタル活用と建設ＤＸの推進」  ②当社公式ホームページ「山岳トンネルの安全対策・省エネ制御システム「TUNNEL EYE」」  ③当社公式ホームページ「ＤＸの取り組み」 | | 公表日 | ①2025年 6月19日  ②2016年 2月26日  ③2025年 6月19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①公表方法：当社ホームページ  公表場所：https://www.zenitaka.co.jp/dx/zenitakaDX.pdf  記載ページ：P6 コンテンツ4 「ＤＸ戦略」  ②公表方法：当社ホームページ  公表場所：https://www.zenitaka.co.jp/tech/tech45.html  記載箇所：山岳トンネルの安全対策・省エネ制御システム「TUNNEL EYE」  ③公表方法：当社ホームページ  公表場所：https://www.zenitaka.co.jp/dx/index.html  記載箇所：6番目の見出し「ＩＴシステム環境の整備」 | | 記載内容抜粋 | (1)デジタル基盤整備  デジタル基盤整備として、会計システムの改善及び営業支援システムの導入・活用を推進します。  (2)建設ＤＸ推進  建設ＤＸ推進として、デジタルツール活用による情報化施工の実施、及び技術開発・ロボット化への取り組みを推進します。  (3)ＤＸ組織・ＤＸ人財育成  人財育成のためのスキルアップ教育を実施します。  デジタルツール活用では、図面や写真・施工状況の共有等を実施し、ペーパーレス化や業務の効率化を実現しています。  「建設ＤＸ」の取り組みの一環として、特に、当社技術開発の「TUNNEL EYE(トンネルアイ)」は、山岳トンネル工事の安全管理向上と省エネ制御を両立させるエネルギー・マネジメントシステムです。センサー機器からIoTで情報を収集し、入坑者や工事車両の検知、作業環境、電気機器の稼働状況を組み合わせて、工事照明と換気ファンを自動制御します。これにより、手動操作に代わる効率的な省エネ制御が可能になり、安全管理の向上と施工管理の効率化が図れます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記は、取締役会より承認権限を委譲されているＤＸ推進委員会（委員長：代表取締役社長）において承認のうえ公表しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①当社公式ホームページ「錢高組ＤＸ デジタル活用と建設ＤＸの推進」  記載ページ：P7 コンテンツ5 「組織体制」  P8 コンテンツ6 「人財育成」 | | 記載内容抜粋 | ＜組織体制＞  社長を委員長とした「ＤＸ推進委員会」を設置しています。当委員会では、ＤＸの方向性の決定、投資計画の策定、ＤＸに関する重要な意思決定を行います。推進組織については、作業所を中心とした「土木・建築委員会」、店内部署を中心とした「総合支援委員会」を設立するとともに、部門を横断する各種ワーキングを結成し、組織体制を確立しています。  ＜人財育成＞  ＤＸ⼈財育成の⽬的は、社内のＤＸ理解の醸成と、デジタル技術の活⽤やビジネスモデルの変⾰によるイノベーションの創出です。具体的には、システムの 専⾨知識に加え、幅広い視野と課題解決⼒を備えたＤＸスキルを備えるために、計画的・体系的な教育研修プログラムを実施します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ③当社公式ホームページ「ＤＸの取り組み」  記載箇所：6番目の見出し「ＩＴシステム環境の整備」 | | 記載内容抜粋 | 基幹システムや人事システム等のレガシーシステムのオープン化を完了し、建設ＤＸとしてBIM/CIMの活用定着化にも取り組んでいます。さらに、建設現場の作業効率化に向けて、技術開発やロボット化を進めるなど、幅広い分野でＤＸを推進しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社公式ホームページ「錢高組ＤＸ デジタル活用と建設ＤＸの推進」 | | 公表日 | 2025年 6月 19日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページ  公表場所：https://www.zenitaka.co.jp/dx/zenitakaDX.pdf  記載ページ：P10 コンテンツ8 「ＤＸ戦略の達成指標」 | | 記載内容抜粋 | (1) デジタル基盤の整備に関し、2028年3月までに、  　　新システム導入による対象業務時間30%削減  (2) 建設ＤＸを推進することで、2028年3月までに、  　　デジタルツールの活用による関連作業所業務の  生産性30%UP  (3) ＤＸリテラシー教育の受講率：選抜対象者100%  (4) 情報セキュリティ教育の受講率：全役職員100% |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年 6月 19日 | | 発信方法 | 公表方法：当社ホームページ  公表場所：https://www.zenitaka.co.jp/dx/index.html  記載箇所：1番目の見出し「トップメッセージ」 | | 発信内容 | 当社公式ホームページのＤＸの取り組み、トップメッセージにおいて、当社代表取締役社長がＤＸ戦略について以下の内容を発信。  社会の構造が複雑化し、課題や事象の進展が加速している状況において、私たちは建設業界の変革の波を捉え、デジタルの力で新たな価値を創造し、持続可能な社会を実現することが重要だと考えています。  そのために、当社は最先端のデジタル技術を駆使し、建設プロセスの効率化や生産性の向上、環境負荷の低減等、地域社会のニーズに合わせた付加価値の高い建築物やインフラの提供に取り組みます。  また、確かな技術力と高い倫理観を持ち、セキュリティの確保とプライバシーの保護を徹底することで、建設業界に対する社会の期待に応え、信頼を高めていきます。  ＤＸを推進していく上で、時代の変化に柔軟に対応するとともに、最新のデジタル技術の活用によって企業価値を向上させ、お客様、ひいては社会に対して新たな価値を提供してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 4月頃　～　2025年 6月頃 | | 実施内容 | 「ＤＸ推進指標」を用いて課題を把握済み。  (2025年6月12日自己診断結果入力サイトへの入力済み) |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　3月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | パソコン等、情報機器の取扱いやメールやインターネットを利用する際の注意事項を記載している「電子情報取扱規定」を制定している。こうした社内規則を整備するとともに、持出しパソコンの暗号化、資産管理ツールの運用、アンチウイルスソフトの運用、アクセスコントロールの運用（SSO、デバイス証明書）、社員へのセキュリティ教育を実施、外部からのサイバー攻撃に対するセキュリティ対策を実施しております。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。